

○上山市低入札価格調査制度に関する規程

平成21年 5 月 18 日 告示第73号

改正

平成22年 7 月 9 日 告示第124号

平成24年 3 月 8 日 告示第15号

平成28年 4 月 12 日 告示第82号

平成31年 3 月 29 日 告示第55号

平成31年 4 月 5 日 告示第87号

上山市低入札価格調査制度に関する規程

上山市低入札価格調査制度に関する規程（平成14年告示第94号）の全部を改正する。

（目的）

**第 1 条** この規程は、上山市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第 1 項及び第167条の10の 2 第 2 項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

**第 2 条** 低入札価格調査制度を適用する工事は、競争入札に付する建設工事（修理又は修繕的な建築工事、機械設備工事及び電気工事等は除く。）で設計金額が130万円を超える工事とする。

（調査基準価格の設定）

**第 3 条** 契約担当者（上山市財務規則（昭和 7 年規則第18号）第98条第 1 項に規定する契約担当者をいう。）は、低入札価格調査制度を適用する工事を入札に付する場合は、あらかじめ発注案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 対象工事における調査基準価格は、次により算定した額とする。

（1） 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費相当額に10分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額に10分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

（2） 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乘じて得た額とする。

（入札の執行）

**第 4 条** 入札執行者は、開札の結果、最低の価格をもって入札した者の入札価格が調査

基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するものとする。

（失格数値基準）

**第5条** 前条に規定する場合において、入札執行者は、調査基準価格を下回る入札を行ったすべての者について、その者の提出した積算内訳書に基づき、別に定める失格数値基準に該当するか否かを確認するものとする。

2 前項の基準に該当する入札者は、失格とする。積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない入札者も同様とする。

（低入札価格調査の実施）

**第6条** 前条第1項及び第2項の判定により失格とならない者のうち、調査基準価格を下回る価格で入札を行った入札者（以下「最低価格入札者等」という。）がある場合は、当該建設工事の所管課長は、その者について、次の各号に該当するか否かの調査を行うものとする。

（1）当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる。

（2）その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる。

（契約審査委員会への付議）

**第7条** 入札執行者は、前条の調査結果を上山市契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付議するものとする。

2 審査委員会の委員長は、最低価格入札者等が前条各号に該当するか否かを審議し、その結果を入札執行者に通知するものとする。

（落札者の決定及び通知）

**第8条** 入札執行者は、前条第2項の通知において最低価格入札者等が第6条各号に該当しないとされた場合はその者を落札者と決定するものとし、最低価格入札者等が第6条各号のいずれかに該当するとされた場合はその者を落札者と決定しないものとする。

2 入札執行者は、前項により当該最低価格入札者等を落札者と決定しないこととした場合は、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、当該最低価格入札者等の次に最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする（入札価格が調査基準価格を下回っている場合を除く。）ものとする。

3 入札執行者は、落札者の決定結果を入札参加者全員に通知するものとする。

（対象工事に係る監督）

**第9条** 前条により決定された落札者が調査基準価格を下回る価格で入札した者であった場合は、所管課長は、当該工事の下請負の状況、現場管理等について監督を強化するものとする。

（入札参加者への周知）

**第10条** 対象工事の入札に係る入札公告及び入札通知書には、低入札価格調査制度を適

用する旨を記載するとともに、入札条件に次の事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度を適用すること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行った上で落札するか否かを決定すること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格の入札者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならないこと。
- (4) 失格数値基準を設けること。
- (その他)

**第11条** この規程の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年 7 月 9 日告示第124号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年 3 月 8 日告示第15号）

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 4 月12日告示第82号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年 3 月29日告示第55号）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成31年 4 月 5 日告示第87号）

この規程は、公布の日から施行し、平成31年 5 月 1 日以降の公告、入札通知及び見積依頼を行うものから適用する。